

大阪・関西万博に向けた感染症対策等に関する分科会の開催について

令和5年3月9日
大阪・関西万博関係府省庁
連絡会議議長決定

1. 大阪・関西万博に向けて、新型コロナウイルス感染症や麻しん・風しんなど既存の感染症のみならず、新たな感染症が発生する可能性も念頭に海外及び国内の発生動向も踏まえながら、水際対策や感染症拡大防止等に必要な体制や会場の整備を実施し、国内外の関係者、来場者が安心して万博に参加できるようにするための検討等を行うため、大阪・関西万博に向けた感染症対策等に関する分科会（以下「大阪・関西万博感染症対策等分科会」という。）を開催する。
2. 大阪・関西万博感染症対策等分科会の構成員は、次のとおりとする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

会 長 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長
会長代理 厚生労働省健康局総務課長
構 成 員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）（厚生労働担当）
内閣官房国際博覧会推進本部事務局参事官
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室参事官
総務省自治行政局地域力創造グループ地域政策課長
消防庁消防・救急課長
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長
外務省領事局政策課長
外務省経済局 2025 年日本国際博覧会室長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
財務省関税局総務課長
厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省健康局参事官（予防接種担当）
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長
農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全危機管理官
農林水産省消費・安全局植物防疫課長
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
経済産業省商務・サービスグループ参事官兼博覧会推進室長
国土交通省大臣官房危機管理官
国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長
観光庁参事官（外客受入）
防衛省人事教育局衛生官
大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課長
大阪府健康医療部保健医療室医療対策課長
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課長
大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課長
大阪市保健所感染症対策課長
大阪市健康局健康推進部保健医療計画担当課長
大阪市健康局健康推進部生活衛生課長
2025 年日本国際博覧会協会運営事業局危機管理部危機管理部長

3. 大阪・関西万博感染症対策等分科会の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、大阪・関西万博感染症対策等分科会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。